

一般社団法人岩手県テニス協会強化普及委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）定款第42条第1項及び第2項の規定に基づき、本県テニス界の強化普及に関する事業を推進するために設置する委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本協会に次の委員会を置く。

- (1) 強化委員会
- (2) 普及委員会
- (3) トーナメント委員会
- (4) ベテラン委員会
- (5) 指定管理業務運営委員会

2 委員会の事業の一部を専門的に実施するため、必要に応じ部会を置くことができる。

(委員等の選任)

第3条 委員会（部会）にそれぞれ委員長（部会長）、副委員長（副部会長）及び委員（以下「委員等」という。）を置く。

- 2 各委員長は、本協会の会員及び会員所属団体の中から本協会理事長（以下「理事長」という。）が推薦した者を理事会の承認を経て、本協会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 各副委員長及び委員は、本協会の会員及び会員所属団体の中から理事長が推薦した者を会長が委嘱する。
- 4 各部会長、各副部会長及び部会員は各委員長が委員の中から指名する。
- 5 理事長は委員等を社員総会に報告する。

(任期)

第4条 委員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所管事項)

第5条 各委員会の所管事項は、別表のとおりとする。

(委員会の招集)

第6条 委員会及び部会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、所管の審議事項について理事会に報告しなければならない。

(会議)

- 第7条 各委員会の円滑な運営を図るため、委員長会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、本協会の理事長、副理事長、事務局長、各委員長、各副委員長及び理事長が必要と認めた者をもって構成する。
 - 3 会議は理事長が招集する。
 - 4 会議の議長は理事長がこれにあたる。
 - 5 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 6 会議の庶務は、本協会事務局において処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月28日から施行する。

別表

| 委員会名 | 所管事項 |
|-------------|---------------------------|
| 強化委員会 | ジュニアを中心とした競技力向上の推進に関すること。 |
| 普及委員会 | 普及事業の拡充に関すること。 |
| トーナメント委員会 | トーナメントの企画運営の充実にに関すること。 |
| ベテラン委員会 | 中高年齢者の普及・強化の推進に関すること。 |
| 指定管理業務運営委員会 | 指定管理者としての業務運営に関すること。 |

平成31年度～令和2年度委員名簿（案）

（H31.4 現在）

| 委員会名 | 委員長 | 副委員長 | 委員 |
|-------------|-------|------|----|
| 強化委員会 | 藤島 努 | | |
| 普及委員会 | 浅沼 道成 | | |
| トーナメント委員会 | 石橋 浩幸 | | |
| ベテラン委員会 | 麓 隆一 | | |
| 指定管理業務運営委員会 | 浅沼 秀夫 | | |

参考（旧規程）

岩手県テニス協会強化普及事業推進規程

（趣旨）

第1条 この規程は、岩手県テニス協会規約（以下「規約」という。）第4条第2項の規程に基づき、本県テニス界の適正な強化普及に関する事業を総合的に推進し、もって、岩手県テニス協会（以下「協会」という。）の円滑な運営に資するため、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 強化普及事業を推進するため、次の委員会を置く。ただし、必要に応じ改廃することができる。

- (1) 強化委員会
- (2) 普及委員会
- (3) トーナメント委員会
- (4) ベテラン委員会

2 各委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

第3条 各委員会に次の役員を置く。

- 各委員長 1名
- 各副委員長 若干名
- 各部部长 1名
- 各副部长 若干名
- 各委員 若干名

（委嘱）

第4条 各委員長は協会理事長（以下「理事長」という。）が推薦した者を協会常任理事会（以下「常任理事会」という。）が承認し、協会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- 2 各副委員長及び委員は理事長が推薦した者を会長が委嘱する。
- 3 各部部长、各副部长及び部会員は各委員長が委員の中から指名する。
- 4 理事長は各委員会役員を常任理事会に報告するものとする。

（任期）

第5条 各委員会役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 各委員会役員は、役員としてふさわしくない行為があった場合、又は、特別の事情のある場合は、その任期中であっても解任若しくは辞任することができる。
- 3 各委員会役員解任若しくは辞任を決定受理した場合、理事長は常任理事会に報告するものとする。

（会議）

第6条 各委員会の円滑な運営を図るため、委員長会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 委員長会議は、理事長、協会副理事長（以下「副理事長」という。）、協会事務局長（以下「事務局長」という。）、各委員長、各副委員長及び理事長が必要と認めた者をもって構

成する。

- 3 会議は必要に応じ随時開催する。
- 4 会議は理事長が招集する。
- 5 会議の議長はりじちょうがこれにあたる。
- 6 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 会議の庶務は、協会事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

（業務）

第7条 各委員会は、本規程第1条に規定する趣旨に基づき次の業務を行う。

- (1) 各委員会は年度ごとに事業計画書（案）及び事業報告書並びに収支予算書（案）及び収支決算書を理事長に提出するものとする。
- (2) 強化委員会は、ジュニアを中心とした競技力向上の推進に関し必要な業務を行う。
- (3) 普及委員会は普及事業の拡充に関し必要な業務を行う。
- (4) トーナメント委員会は、トーナメントの企画運営の充実に関し必要な業務を行う。
- (5) ベテラン委員会は、中高年齢者の普及・強化の推進に関し必要な業務を行う。
- (6) その他各委員会は、強化普及事業の推進に関し必要な業務を行う。
- (7) 各委員会は、実施業務を適宜、常任理事会及び市町村協会に報告するものとする。
- (8) 各委員会に属する庶務は、各委員会において処理する。

（委任）

第8条 本規程の制定及び改廃は常任理事会の承認を必要とする。

- 2 本規程に定めるもののほか、各委員会の運営その他に関し必要事項は別に定める。

附則

この規程は、平成15年3月9日から施行する。

附則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。